

第10回 木更津市景観推進審議会 会議録

○開催日時：令和7年1月29日（水）午前10時30分から午前11時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎 8階防災室・会議室

○出席者氏名：

（審議会委員）阿部貴弘、依田彩、佐伯浩一、野口義信、吉野寛、
上野兼通、河原林裕、田垣徳幸

（木更津市）都市整備部 吉田部長、兵藤次長
都市政策課 松下課長、上野課長補佐

（庶務）都市政策課 花澤技師、廣渡技師

○議題及び公開非公開の別：全て公開

（1）諮問第1号 景観重要公共施設（富士見通り）の指定に伴う景観計画の変更に
ついて

○傍聴人の数：0名

○会議内容

司会（上野補佐） 定刻となりましたので、これより、第10回木更津市景観推進審議会
を開会いたします。

はじめに、本日の審議会でございますが、ウェブ会議としております。また、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により公開となりますが、本日の傍聴者はありません。つづいて、吉田部長からご挨拶を申し上げます。

吉田部長 皆さん、こんにちは。都市整備部長の吉田でございます。渡辺市長が公務により欠席となっておりますので、市長に代わり、ご挨拶いたします。

本日は、大変お忙しい中、景観推進審議会にご出席・ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃より、本市の良好な景観の推進はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、進めております富士見通りの再整備につきましては、無電柱化やアーケードの撤去などが進み、目に見えて景色が変わってきております。

現在、歩道の意匠設計の最終段階を迎えているところであり、年度内の工事着手に向けて調整を鋭意進めております。

この富士見通りにつきましては、ハードの整備と併せて、整備後の景観を維持するため、景観計画への位置づけを進めてきたところです。

昨年7月と11月の審議会において、景観重要公共施設（富士見通り）に係る景観計画の変更案についてご説明をさせていただき、この意見を踏まえて案を修正し、市民の意見公募を行いました。

本日は、意見公募の結果について、ご報告をさせていただきますとともに、景観重要公共施設の指定に向けた、さらなる皆様のご意見を賜りたいと存じます。詳細を、担当者から、ご説明をさせていただきますので、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会（上野補佐）ありがとうございました。本日の審議会でございますが、10名の委員のうち、吉田委員、金田委員が所用のため欠席しており、出席者は8名となっております。出席委員のうち、阿部会長、依田委員、上野委員、河原林委員の4名は別会場からの出席となり、佐伯委員、野口委員、吉野委員、田垣委員の4名は市役所からの出席となります。

配布しています名簿及びZoomに名前が記載されておりますので、そちらを以て紹介とさせていただきます。

本日の審議会には、吉田部長をはじめ、議題に関係する市職員が出席しております。会場の皆様におかれましては、機器の使用方法などお困りの際は、会議の途中でも構いませんので、挙手をするなどお申し出ください。職員がサポートいたします。職員の紹介につきましては、省略させていただきます。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。2冊ございます。表紙に会議次第と書かれた全12頁の冊子が1冊と表紙に参考資料と書かれた全30頁の冊子が1冊。データをご覧の方は、01から02の2つのファイルを用意しております。よろしいでしょうか。それでは議事に入ります。

本審議会は、木更津市景観規則第30条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。それでは阿部会長、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）皆さんこんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席委員は先ほどご案内ありましたように定数10名のうち8名出席ということで、半数以上の出席となっておりますので、木更津市景観規則第30条第2項の規定により会議は成立ということになります。

初めに、議事録署名人を指名させていただきたいと思います。本日の議事録署名人については、野口委員にお願いできますでしょうか。

野口委員 承知いたしました。

議長（阿部会長）よろしくお願いいたします。では早速議事に入りたいと思います。

本日は、議題として諮問が1件となっております。それでは、令和7年1月24日付けで、市長から諮問のありました、諮問第1号「景観重要公共施設（富士見通り）の指定に伴う景観計画の変更について」、担当課から説明をお願いします。

都市政策課（上野補佐）都市政策課の上野と申します。私からは、諮問第1号「景観重要公共施設（富士見通り）の指定に伴う景観計画の変更について」ご説明させていただきます。

会議次第が表紙となっている資料、データをご覧の方は、諮問資料一式と記載されたファイルの9頁からが、今回諮問をする景観計画の変更別冊分でございます。次の10頁から基準を記載しておりますが、これまで内容説明をしたことから、概要を説明します。10頁をご覧ください。

この頁の概要としましては、富士見通りの街路景観を維持し続けるよう「整備に関する事項」を定めるとともに、道路上で行われる民間の経済活動が、周辺の景観に配慮した形で行われるよう「占用物の許可の基準」を定めることを記載しております。このことから、富士見通りの車道及び歩道を区域対象としております。11頁をご覧ください。現在の景観計画に定めた考え方や他の既存の計画等に基づき、記載しております。

概要としましては、道路本体や車止めなどの道路附属物は、沿道景観と調和することや街路樹は、樹形を損なわないよう、適正に維持管理することなどを方針としております。

次の12頁をご覧ください。先ほどの方針に基づき、道路上に占用する物について基準を定めています。概要としましては、占用物件が、周辺の街並みと景観的に調和し、港への眺望を阻害しないように配慮すること、彩度の低い色や、木材などの自然素材の色を基本とし、周辺の景観と調和のとれた色彩とすることなどを基準としております。

今回のこの計画につきましては、前回の審議会においてご指摘いただいた箇所を変更し、意見公募を実施しました。

前回資料との変更箇所について、説明いたします。参考資料と記載された資料をご覧ください。データをご覧の方は、参考資料と書かれたファイルの2頁をご覧ください。右側が前回の審議会でお示ししたもので、左側が変更箇所でございます。4行目の変圧器等の地上機器の色彩について、国土交通省基準の4色のうち、オフグレーを基本としていましたが、前回審議会において委員の助言を受けより目立たなくなる色彩であるダークグレーを基本とすることに変更しました。次の段落の対象行為、今回の基準を守るべき対象者等につきましては、右側の表では、道路法により道路管理者以外が行うことをメインに記載していたため、道路管理者は、この基準から除かれるイメージがあるとの意見がございましたので、左側の表のとおり「富士見通りにおいて、道路の復旧をする場合は」と記載することで、道路を掘削する事業者だけでなく、道路復旧をする道路管理者も対象と分かるよう表現を変えました。

次は、右側のダークページについて、色サンプルがダークでなく明るいのご指摘をいただきました。調べたところ、色サンプルは合っており、左

側記載のとおり正しくはグレーベージュであるものをいくつかの頁でダークベージュと誤って記載していたため、修正しました。

続いて3頁をご覧ください。現在挿入されている図が適していないとの意見がございましたので時点修正したイラストとしました。前回の審議会では、歩行部分を除く歩道箇所について、芝生かカーキ色で進めている旨、説明しましたが、その後、イラスト作成時は、芝生以外の部分は、薄い水色とする予定であったことから、イラストはこの色となりました。歩道舗装の色につきましては、現在、再度見直しをしており、市有地において、実際の試験施工でカーキ色を含めた数種類の色を実施し、今後、決定してまいります。

以上が前回の景観推進審議会で指摘を受け、意見公募前に修正した項目でございます。

4頁をご覧ください。先ほど説明した内容を修正したものを昨年12月19日から1月17日までの間、市ホームページの他、図書館や市の公民館など市内18箇所に閲覧場所を設け意見公募を実施したところ、1人の方から3件の意見がございました。この頁が提出された意見でございます。

一つ目の意見は、キッチンカーや店舗の出店を道路上で認めた際のごみの取り扱いについて、どのように考えているかの意見がありました。このことにつきましては、店舗での購入者から生じるごみについても責任をとることなど、キッチンカー等の運営によって生じたゴミが道路等を汚すことがないように、道路占用許可等の条件で制限してまいります。

二つ目の意見につきましては、店舗の看板や自動販売機、郵便ポストなども原色や突出した色の使用は避けさせるのかとの質問があり、店舗の看板や自動販売機、郵便ポストにつきましては、短期間でのイベントによる看板や既存占用物を除き、彩度の低い色などを基本とし、原色や突出した色の使用は避け、周辺景観と調和のとれた色彩としていただきます。

三つ目の意見につきましては、ごみステーションのボックスは、景観上、折り畳み式にしてはいかがかとの意見がありました。この件につきましては、写真のような近隣住民がごみを出す「ごみステーション」につきましては、道路上に許可はしないものといたします。

以上3つの意見がございましたが、いずれも今回の素案変更を求める内容ではございませんでした。

次に5頁をご覧ください。こちらは意見公募がされた後に変更した内容でございます。右側に記載しているとおり、看板や旗ざおなどは、周辺景観を阻害しない高さ・規模とするよう努めることと記載しておりましたが、平成28年3月に策定した木更津市景観計画において、周辺景観を阻害しない高さ・規模とすることと記載があったことから、記載を合わせたものでございます。

以上が諮問の内容でございますが、最後に6頁をご覧ください。事前説明時に委員から、現在の富士見通りの状況が写真などでわかるとイメージが付きやすいとのご意見がありましたので、参考にご案内させていただきます。4つの写真の左下以外の写真が駅側から港側を見た写真で写真内の右側は、アーケードが撤去されている状況でございます。一方写真左側は、アーケードが残っている状況でございます。4つの写真の左下の写真は、港から駅を見たもので、写真内右側には、アーケード撤去をしている最中でございます。アーケードは概ね半分が撤去され、北側は建築物などが直接見える状況となっております。以上が現在の富士見通りの整備状況でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長） ご説明いただきありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見等ございましたらお願いします。

吉野委員 キッチンカーは派手な色、デザインが標準であるが、色彩基準等を遵守する必要があるのでしょうか。

都市政策課（上野補佐） 本基準では、イベントなど一時的なものは適用除外としているため、キッチンカーの色彩は、適用除外としております。

依田委員 ポストの色彩について、一般的には赤として認識されているため、無理に景観に合わせて地味な色をしなければならぬとは思いますが、いかがか。

都市政策課（上野補佐） 本基準は、既存占用物を対象外としています。富士見通りにはポストが1か所、既に設置しており、今後、ポストは増やさないとのごでございます。ただし、他の市町村では、景観に配慮したポストなどがあることから、既存以外を対象としております。

阿部会長 アーケード撤去も進み、地区のまちづくりへと展開することが重要だと思います。景観協議会などの仕組みをうまく活用し維持管理のマネジメントの仕組みづくりを検討するようお願いしたい。

河原林委員 今回、富士見通りを再整備するにあたり、歩道幅は広がるのか、他市では、出店が想定される区域に水道やガスなどが設置されるがどのように考えているか伺います。

また、景観について補助金を出していますが、店舗が個々にフラワーポットを設置し、建物の色も基準の範囲内個々に施行されても、全体の調和がとれるのか疑問ですが、どのように考えていますか。

都市政策課（上野補佐） 歩道幅は広がりますが、現在、歩道を走る自転車を車道内に自転車レーンを設置するため、自電車が歩道を通行しない分、余白ができる状況です。水道、ガスにつきましては、設置の予定はございません。富士見通り沿いの植栽などにつきましては、各会社の代表などで構成される木更津法人会がボランティアで店の前のフラワーポットに花を植えたり、ロータリーに花を植えたり、アクアラインマラソンなどのイベント時には、富士見通りに統一した色味をもたらせます。

吉田部長 補足です。まず、歩道幅員については、「やっさいもっさい（港まつり）」が富士見通りの車道で実施されることから、幅員構成については現在と変わらないものとなるよう設計しています。また、水道やガスの取り出し口などについては、当初から他市の事例を参考に検討を行ったところです。

運用や管理などの調整から屋台やキッチンカーで使用できる電気のコンセントを設置することとし、発電機などの排ガスや騒音の出る機器を設置しなくてもよいようにいたしました。

そして、景観に関する調和についてですが、現状では、各建物で基準の範囲内で自由な色彩となっているところです。

しかしながら、委員おっしゃるとおり全体の調和も大切なものと考えておりますので、今後、富士見通りのまちづくりを進めるにあたって、沿道住民の皆様と一緒に連携し、バランスの取れた景観となるよう検討したいと思えます。

田垣委員 歩道など綺麗になるが、メンテナンスは車道も含めどのように考えているのか。

都市政策課（上野補佐）車道などは、道路の長寿命化計画の考え方により、壊れてから補修する事後修繕から、計画的に壊れる前に補修することで、長寿命化を目指す計画があるため、点検結果によりますが、一般的には10年ごとに補修を検討するとともに、小さな破損等は、随時補修をしております。

吉田部長 補足です。車道の一般的なメンテナンスについては、上野の発言したとおりです。歩道につきましては、今回は、インターロッキングではなく、メンテナンス性を考慮し、カラー舗装といたします。インターロッキングは、時間が経つとその商品がなくなり、補修が難しくなります。東口の状況見ていただくとわかるのですが、アスファルトで穴をふさいでいる箇所もあります。カラー舗装は、舗装の上にペイントいたしますので、長期にわたりメンテナンス性に優れたものとなります。

田垣委員 歩道を掘り返す工事はないのか

吉田部長 歩道の掘り返しについてですが、電線や水道、下水などは取り出し口や管が宅地側にでていますので、基本的には工事にともない新たに歩道を掘り返すことはないと思いますが、建築物等の建築にあたっては、歩道を掘り返すこともゼロではないと考えています。しかし、カラー舗装は掘り返したとしても、現状復旧がきれいにできますので、この点でも優れていると考えています。

阿部会長 今回は、道路の景観基準を策定しながら、富士見通りのデザインも他部署で検討することになり、担当課には、難しいハンドリングを求められたと思えます。今回の事例を教訓に、例えば、景観に係ることは本審議会を活用するなど、市内部の仕組みづくりに反映されるとよいと思えます。

それでは、意見は出尽くしたと思いますので、質疑終局と認め、採決いたします。諮問第1号、「景観重要公共施設（富士見通り）の指定に伴う景観計画の変更について」、原案について意見なしとすることに賛成の方は挙手願います。挙手8名でありますので、諮問第1号は原案について意見なしとすることに決定いたします。なお、市長への答申書の作成送付につきましては、私に一任願いたいと思います。以上で、議事が全て終了しました。それでは、進行を庶務へお返しいたします。

司会（上野） 阿部会長、ありがとうございました。皆様におかれましては、長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第10回木更津市景観推進審議会を閉会いたします。

以上

第10回景観推進審議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和7年2月20日

木更津市景観推進審議会

（署名）

野口義信